

議案第 4 号 定款一部変更の件

提案理由

増員により選任された理事の任期を現任者の任期と合わせるため、現行定款第 2 6 条第 4 項を同条第 5 項に繰り下げ、あらたに第 4 項を変更案どおり新設したい。

記

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 2 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>4</u> 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利を有し義務を負う。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 2 6 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間とする。</u></p> <p><u>5</u> 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利を有し義務を負う。</p>